

近鉄郡山駅周辺地区まちづくり社会実験

つなげる広場の使用について

大 和 郡 山 市

まちづくり戦略課 公民連携空き家利活用推進室

広場を占有して使用する場合は、この資料に沿って使用していただくようお願いします。

1. 使用に伴う手続きについて

【使用承認申請】の手続き

- ① 事前に広場の空き状況やルールなどについて相談してください。
↓
- ② 「つなげる広場管理運営基準」（以下「管理運営基準」）をよく読んで、使用日時、使用概要が確定したら、申請書を市役所まちづくり戦略課公民連携空き家利活用推進室まで提出してください。
↓
- ③ 市で内容を審査します。
↓
- ④ 承認の可否が決まりましたら、申請書の連絡先まで連絡しますので、承認書をまちづくり戦略課公民連携空き家利活用推進室窓口まで取りに来てください。
↓
- ⑤ 承認書交付後、イベント広報開始までに事前打合せをしてください。打合せの結果により、イベントの一部を変更していただく場合があります。また、打合せには必ず当日の現場責任者が出席してください。
↓
- ⑥ 使用日当日は、必ず承認書を携帯してください。

☆承認申請の方法など☆

- ◆使用開始日の3ヶ月前から1ヶ月前までに申請してください。
- ◆申請書は、市役所まちづくり戦略課公民連携空き家利活用推進室の窓口へ持参してください。
- ◆申請書の部数は2部（正1部、副1部）となります。（変更申請等も同様）
- ◆申請の受付は、平日の9：00～17：00までとします。（事前相談等も同様）
- ◆受付は先着順としますが、市などの公共団体等のイベントなどがある場合は日程調整をしていただくことがあります。

【行為使用届】の手続き

※内容によっては、使用日の1ヶ月前から前日まで、下記のとおり占有使用を受け付けますのでご相談ください。

- ・使用内容が行為使用（少ないスペースで実施可能な活動）の場合に限ります
- ・この場合の占有面積は10㎡まで、使用期間は1日のみとなります。また、音響設備および火気の使用についてはご遠慮いただく場合があります。
- ・「つなげる広場行為使用届」をメールまたは窓口まで持参してください。届出書の受理（メールでの受付の場合は受理した旨の返信）をもって受付完了とします。
- ・使用日当日は、受理済の届出書（もしくは受理した旨のメール）を携帯してください。

2. 使用にあたって

- ・使用者は、必ず現場責任者を配置し、イベント等の総括を行ってください。
- ・使用中、現場責任者は飲酒しないでください。また、現場責任者が現場を離れる際は代理となる方を知らせてください。
- ・使用料は無料です。（使用用途は、賑わいや交流の場づくりに寄与する活動に限ります。）

3. 搬入・搬出について

- 搬入搬出は、広場西側の出入口から行ってください。
- 車両による搬入搬出については、事前にまちづくり戦略課公民連携空き家利活用推進室と詳細な計画について協議した上で、搬入搬出方法を決定します。
- 搬入搬出の際は、必ず1人以上の誘導員を配置し、歩行者などに十分注意してください。また、フェンス・看板・照明などを破損・損傷しないように注意願います。
- 芝生の部分に車を乗り上げないでください。
- 使用者用の駐車場はありませんので、駐車される場合は近隣の有料駐車場を利用してください。

4. 持ち込み備品について

- 使用者が持ち込む備品については、事前にまちづくり戦略課公民連携空き家利活用推進室と協議しておいてください。また、持ち込んだ備品が損傷または破損されても、市は一切責任を負いません。
- 芝生の上にテントや机などを設置する場合は、可能な限り芝生を痛めないような処置を取ってください。
- 音響設備を使用する場合は、近隣住民の日常生活の妨げとならない範囲で行ってください。また、夜間（18時以降）については、スピーカー等を用いた音楽の演奏や再生は禁止します。なお、騒音などで通行者や近隣住民から苦情が出た場合は、使用を中止していただく場合があります。

5. 注意事項

- 使用時間は、設置・撤去の時間も含め午前8時から午後10時までとします。
- 会場警備や来場者整理は、使用者の責任で行ってください。
- 広場内の園路を通行する歩行者のスペースを確保するように努めてください。
- 会場警備が不十分な場合や、園路や周辺の歩行者の通行を著しく妨げるような事態が発生した場合は、強制的に使用を中止していただくことがあります。また、この場合の損害については、一切責任を負いません。
- 雨天等で使用を中止する可能性がある場合は、事前に中止決定判断の日時を連絡してください。また、中止または決行の判断をされた時点で連絡をお願いします。
- 広場内で排水はできません。イベント等で発生した汚水や油については使用者で処理してください。また、調理器具等の洗浄もできません。
- 火気の使用は最低限のものとし、十分注意して使用してください。また、火気を使用する場合は必ず消火器を1本以上用意し、わかりやすい場所に配置しておいてください。
- 電源（コンセント 100V 20A 2口）を使用する場合は、事前相談時に申し出てください。使用日までにコンセントボックスの鍵をお渡しします。
- 広場内は禁煙です。
- 管理運営基準の禁止事項に掲げる行為はしないでください。
- その他、市から指示があった場合はその指示に従ってください。

6. 販売の制限

- 広場においては、次に掲げる物の販売を禁止します。当該行為が確認された場合、ただちに使用を中止させていただきます。
 - (1) ペットなどの動物
 - (2) 賞味期限、消費期限切れの商品
 - (3) 当日に他の出店者から購入したもの

- (4) アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの
- (5) 盗品やコピー商品、刀剣類及び危険物など、法律や条例に違反するもの
- (6) 権利や資格、携帯電話等、別途契約事項が必要になるもの
- (7) その他、市が不適切と判断したもの

※物品や飲食物の販売を行う場合には、周辺の店舗等に配慮した内容とすること。

7. 清掃・原状回復

- 広場の使用が終了したとき、ただちにその使用場所を原状に回復してください。
- 清掃等も含め、使用が完全に終了したときはその旨を市へ連絡し、市による現場確認を受けてください。(完了日が土日祝日等、市役所が休みの日の場合、現場確認が後日となる場合があります。) 使用者の故意または過失による設備の破損、油の付着や排水などが確認された場合は、ただちに使用者の責任において原状に回復してください。使用者においてその責務の履行が困難な場合などは、その費用を請求させていただきます。
- 広場にゴミ箱はありません。使用時に発生したゴミについては、使用者において回収し、持ち帰ってください。

8. 関係法令の遵守

- 広場を使用するにあたり、関係法令(道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など)、管理運営基準およびこの使用規約を遵守してください。また、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。万一、届出等の不備のため開催不能となった場合においても、市は一切の責任を負いません。
- 飲食物を調理・提供するときは保健所での手続きが、火気を使用するときは消防署での手続きが必要な場合がありますので、特に注意してください。

9. 使用が終わった後

- 市が実施する使用者に関するアンケートに協力してください。

10. その他

- 使用者が集めた出店者などにも、この内容を周知徹底し遵守させてください。
- その他、管理運営基準やこの資料に定めのない内容については、市の担当者の指示に従ってください。
- この資料は、使用実績等により順次改定していく予定ですので、常に最新版を確認してください。

【お問合せ先】

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4

大和郡山市役所 都市建設部まちづくり戦略課 公民連携空き家利活用推進室

TEL: 0743-53-1151 (内線672) FAX: 0743-53-1049

Mail: senryaku@city.yamatokoriyama.lg.jp
